

# 令和5年度 事故防止対策支援推進事業概要一覧

令和5年8月7日現在

先進安全自動車 (ASV)の導入に対する支援	予算	事故防止対策支援推進事業総予算：13.34億円の内数	
	対象機器・装置	①衝突被害軽減ブレーキ【歩行者検知機能付き】（車両総重量3.5トン超のトラック（トラクタ含む）に装着されるもの） ②車間距離制御装置＋車線維持支援制御装置（トラック（トラクタ含む）に装着されるもの） ③ドライバー異常時対応システム（トラック（トラクタ含む）へ装着されるもの） ④先進ライト（車両総重量3.5t超のトラック（トラクタ含む）へ装着されるもの） ⑤側方衝突警報装置（車両総重量3.5t超のトラック（トラクタ含む）へ装着されるもの） ⑥アルコール・インターロック（トラック（トラクタ含む）へ装着されるもの） ⑦事故自動通報システム（トラック（トラクタ含む）へ装着されるもの） ⑧後付け事故自動通報システム（国土交通大臣が選定したもの）（トラック（トラクタ含む）へ装着されるもの）	
	補助額	取得費用の1/2（1車両当たり上限：①②③④⑥10万円、⑤⑦5万円、⑧3万円（※）、①～⑧合わせて20万円） ※⑧についてはサブスクリプションによる導入も可。その際の補助対象経費は「契約期間分の料金（初回契約分として一括払いした額に限る）」とし、補助上限額は1ヶ月あたり料金×12ヶ月×1/2（中小事業者以外は×1/3）	
	申請期間	令和5年8月10日～令和6年1月31日（令和5年4月1日以降に購入（新車新規登録）した車両が対象）	
その他条件等	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援」		
運行管理の高度化に対する支援	予算	事故防止対策支援推進事業総予算：13.34億円の内数	
	対象機器・装置	①国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計 ② " 映像記録型ドライブレコーダー ③ " デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型（通信機能付一体型を含む）	
	補助額	①デジタル式運行記録計 車載器本体 1/3(1台あたり上限2万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限10万円) ②ドライブレコーダー 車載器本体 1/3(1台あたり上限1万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限3万円) ③一体型 車載器本体 1/3(1台あたり上限3万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限13万円) ④通信機能付一体型 車載器本体 1/3(1台あたり上限8万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限13万円) 1事業者あたり上限：80万円 （2回以上申請する場合を除き、通信機能付一体型の車載器を含めて購入した場合は、上限120万円）	
	申請期間	1次募集：令和5年8月10日～令和5年9月15日 2次募集：令和5年9月15日～令和6年1月31日 （いずれも令和5年4月1日以降導入機器が対象）	
その他条件等	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 過去に取得し、本補助対象事業の交付を受けた機器（支援を受けようとする機器と同一種類のものに限る。）が設置されている、又は設置されていた自動車を除く 補助金名称「運行管理の高度化に対する支援」		
過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援	予算	事故防止対策支援推進事業総予算：13.34億円の内数	
	対象機器・装置	国土交通大臣が選定した次の機器 ①ITを活用した遠隔地における点呼機器（I T点呼機器） ②遠隔点呼機器 ③自動点呼機器 ④運行中における運転者の疲労状態を測定する機器 ⑤休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器 ⑥運行中の運行管理機器	
	補助額	取得費用の1/2（1事業者あたり上限：80万円） ※一部の機器に1台あたり上限あり	
	申請期間	令和5年8月10日～令和6年1月31日（令和5年4月1日以降導入機器が対象）	
その他条件等	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援」		
社内安全教育の実施に対する支援	予算	事故防止対策支援推進事業総予算：13.34億円の内数	
	対象	国土交通大臣の選定を受けている、事故防止コンサルティング	
	補助額	費用の1/3（1事業者あたり上限100万円）	
	申請期間	令和5年8月10日～令和6年1月31日	
その他条件等	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「社内安全教育の実施に対する支援」		
【申請先】 (公財)日本自動車輸送技術協会 (JATA)	JATA申請システム	<a href="https://jata-shinsei.my.site.com/portal">https://jata-shinsei.my.site.com/portal</a>	
	JATAホームページ	<a href="https://atai.or.jp/">https://atai.or.jp/</a>	